

2022年8月25日

会員のみなさまへ

新潟県保険医会
会長 井上 正則

オンライン資格確認のシステム導入義務化の撤回等を求める 医師・歯科医師要請署名のお願い

政府の「骨太の方針 2022」では、これまで医療機関において任意とされてきたマイナンバーカードの保険証利用などの「オンライン資格確認」のシステム導入について、「2023年4月より医療機関・薬局に原則義務付ける」としました。また、「2024年度中を目途に保険者による保険証発行の選択制の導入を目指す」とし、さらに「システム導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す」としています。現在の保険証を廃止して、マイナンバーカードの取得を事実上義務化するものです。

8月10日開催の中医協総会では、医療機関等におけるオンライン資格確認の導入の原則義務化について、厚労大臣に答申しました。2023年4月から紙レセプト以外で診療報酬を請求する医療機関・薬局にマイナンバーカードを保険証として利用するオンライン資格確認の体制整備を義務付けるもので、オンライン請求、光ディスクで請求する医療機関、病院の99.5%、医科診療所の96.5%、歯科診療所の91.4%が義務化の対象となります。現在、マイナンバーカードによるオンライン資格確認の運用を開始した医療機関は26.8%に留まり、医科診療所では18.1%、歯科診療所では18.8%に過ぎず、レセプトオンライン回線の整備も進んでいません。2023年4月からの原則義務化は「拙速な机上の空論」で、あまりに無理筋、乱暴と言わざるを得ません。また、療養担当規則において、紙レセプト請求以外の医療機関はマイナンバーカードを保険証として利用できる体制整備を義務付ける旨の追記が予定されています。オンライン資格確認に対応できない医療機関は、閉院・廃業に追い込まれ、地域医療に支障をきたすこととなります。

マイナンバーカードは、申請・更新に伴う事務の煩わしさ、カード紛失による個人情報漏洩への危惧など様々な問題があります。患者・国民の多くは、マイナンバーカードを保険証として利用することを望んでいません。取得した人も日常的には持ち歩かず大切に保管している人がほとんどです。オンライン資格確認導入の原則義務化は明らかに行き過ぎです。

マイナンバーカードの取得はあくまで任意です。保険証は原則廃止であって加入者が申請すれば保険証を交付するとしていますが、これまで同様、保険証は交付した上、マイナンバーカードの利用は任意とする形の方がはるかに簡便で合理的です。

保険医会では、オンライン資格確認のシステム導入義務化の撤回等を求める医師・歯科医師署名を取り組みます。みなさまのご賛同をお願いいたします。

◎署名記入欄 … 先生ご自身の医師・歯科医師署名です。(ゴム印でも可)

※ 同じ医療機関に複数の医師・歯科医師が所属している場合、1枚に複数ご記入でも結構です。

◎返送方法 … 下記FAX番号宛ご返信いただくか、同封の返信用封筒でご返送ください。

◎締め切り … 9月12日(月)

◎提出 … 賛同いただいたお名前を連名にして、首相、総務、厚労、デジタル各大臣と地元選出国會議員に提出いたします。

<連絡先> 本要請署名に関するお問い合わせは、新潟県保険医会まで。

TEL 025-241-8625 FAX 025-241-4959

医師・歯科医師署名 記入欄 FAX 025-241-4959

**オンライン資格確認のシステム導入義務化の撤回等を求める
医師・歯科医師要請署名**

- 一、医療機関等へのオンライン資格確認のシステム導入の義務化は撤回すること
- 二、保険証はこれまで通り交付すること

住所

氏名(複数の医師・歯科医師の記入も可)

私の一言 ※ひと言があればご記入ください